

Smart vLiveサービス利用規約【現改比較表】 2022年10月31日現在

～2022年10月30日

2022年10月31日～

第1章 総則

第1～2条 略

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 「本サービス」とは、WebRTC（Web Real-Time Communication）技術を活用した低遅延のライブ映像配信が可能な動画配信プラットフォームサービスをいいます。動画配信プラットフォームサービスとは、契約者がアップロードした動画をウェブやアプリ等で再生するために、不特定多数の視聴者に対して配信できるシステムをプラットフォームとして提供するサービスをいいます。

第1章 総則

第1～2条 略

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 「本サービス」とは、WebRTC（Web Real-Time Communication）技術を活用した低遅延のライブ映像配信が可能な動画配信プラットフォームサービス、[動画配信プラットフォームサービスを操作するためのWEBインターフェースシステムであるCMS\(Contents Management System\)](#)、及び別表「オプション」に定める機能をいいます。

(2) 「[動画配信プラットフォームサービス](#)」とは、契約者がアップロードした動画をウェブやアプリ等で再生するために、不特定多数の視聴者に対して配信できるシステムをプラットフォームとして提供するサービスをいいます。

(記述無し)

(3) 「CMS」とは、Smart vLive®の配信に関する各種設定や情報参照を行うためのWebアプリケーションをいいます。

(4) 「アカウントID」とは、当社が契約単位に払い出すCMSのアカウント単位のことをいいます。当社は、第4条第6項に基づき利用開始日を通知するメールを送る際に、アカウントID、代表ユーザー名、初期パスワードを契約者に提供します。

(5) 「代表ユーザー名」とは、当社が契約単位に払い出すアカウントIDに対する1つの特権ユーザーのことをいいます。

(6) 「初期パスワード」とは、当社が契約単位に払い出すCMSのアカウントID、代表ユーザー名に対する初期パスワードのことをいいます。

(7) 「一般ユーザー名」とは、契約者がCMSのアカウントIDと代表ユーザー名とパスワードを用いてCMSにて作成した一般ユーザー名のことをいいます。

(8) 「追いかけて再生(HLS)」とは、別途料金表に定める本サービスのオプションにおいて、ライブ配信中に視聴映像をライブ開始時点まで遡り、視聴できる機能をいいます。ライブ配信中に視聴プレイヤーを通じてライブ視聴を開始した視聴者（以下「ライブ視聴者」といいます。）はライブ配信終了後も継続して視聴する場合は追いかけて再生(HLS)視聴は継続利用できます。但し、ライブ配信終了後は新たに視聴要求しても追いかけて再生(HLS)は利用できません。

(9) 「ライブ録画」とは、別途料金表に定める本サービスのオプションにおいて、ライブ配信中の映像を契約者が録画できる機能をいいます。

(10) 「入力バックアップ」とは、別途料金表に定めるサービスのオプションにおいて、映像入力システムを2系統化することをいいます。

(2) 「契約者」とは、本サービスの契約者であり、本サービスを利用して動画を配信する者をいいます。

(3) 「視聴者」とは、本サービスを利用して契約者が配信した動画を視聴する者をいいます。

(4) 「ログデータ」とは、契約者が動画を配信した際の時刻・配信時間・動画データのメタデータ等の動画配信状況、及び視聴者が動画を視聴した際の時刻・視聴時間、セッションID等の視聴状況を記録したデータをいいます。

(5) 「インGEST元IPアドレス」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする機器のIPアドレスをいいます。本サービスでは、インGEST元IPアドレスを指定し、それ以外のIPアドレスからの配信対象動画のアップロードを拒否する機能を有します。

(6) 「インGESTURL」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする際の、アップロード先のURLをいいます。当社は、第4条第6項に基づき利用開始日を通知するメールを送る際に、ストリームキー及び視聴プレイヤーと共に契約者に提供します。

(7) 「ストリームキー」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスのインGESTURLにアップロードする際に、指定するキー情報の文字列をいいます。[当社は、第4条第6項に基づき利用開始日を通知するメールを送る際に、インGESTURL及び視聴プレイヤーと共に契約者に提供します。](#)

(11) 「契約者」とは、本サービスの契約者であり、本サービスを利用して動画を配信する者をいいます。

(12) 「視聴者」とは、本サービスを利用して契約者が配信した動画を視聴する者をいいます。

(13) 「ログデータ」とは、契約者が動画を配信した際の時刻・配信時間・動画データのメタデータ等の動画配信状況、及び視聴者が動画を視聴した際の時刻・視聴時間、セッションID等の視聴状況を記録したデータをいいます。

(14) 「インGEST元IPアドレス」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする機器のIPアドレスをいいます。本サービスでは、インGEST元IPアドレスを指定し、それ以外のIPアドレスからの配信対象動画のアップロードを拒否する機能を有します。

(15) 「インGESTURL」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする際の、アップロード先のURLをいいます。

(16) 「ストリームキー」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスのインGESTURLにアップロードする際に、指定するキー情報の文字列をいいます。

<p>(8) 「視聴プレイヤー」とは、契約者が本サービスを利用して配信した動画を、視聴者が視聴するための再生プレイヤー機能を提供するプログラムをいいます。視聴プレイヤーは、Webサイトに埋め込み可能なコードとして契約者に提供します。契約者が自身の視聴者用のWebサイトに、埋め込みコードを配置することで、契約者が配信する動画を視聴するための再生プレイヤー機能を、視聴者に提供することができます。当社は、第4条第6項に基づき利用開始日を通知するメールを送る際に、インGESTURL及びストリームキーと共に契約者に提供します。</p>	<p>(17) 「視聴プレイヤー」とは、契約者が本サービスを利用して配信した動画を、視聴者が視聴するための再生プレイヤー機能を提供するプログラムをいいます。視聴プレイヤーは、Webサイトに埋め込み可能なコードとして契約者に提供します。契約者が自身の視聴者用のWebサイトに、埋め込みコードを配置することで、契約者が配信する動画を視聴するための再生プレイヤー機能を、視聴者に提供することができます。</p>
<p>(9) 「動画配信装置」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信する電気通信設備をいいます。</p>	<p>(18) 「動画配信装置」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信する電気通信設備をいいます。</p>
<p>(記述無し)</p>	<p>(19) 「同時視聴端末数」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信する同時視聴端末数であり、WebRTCによるライブ視聴端末数と追いかけて再生(HLS)の視聴端末数を合計した同時視聴端末数をいいます。</p> <p>(20) 「配信容量」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信するデータ転送量であり、WebRTCによるライブ配信データ転送量と追いかけて再生(HLS)の配信データ転送量を合計した転送量をいいます。</p>
<p>(10) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始する日をいいます。利用開始日より、インGESTURLおよびストリームキーが有効化され、契約者は本サービスでの動画配信が可能となります。サービスプランの変更があった場合も、利用開始日は変わらず、最初に本サービスの提供を開始した日を利用開始日とします。</p>	<p>(21) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始する日をいいます。利用開始日より、本サービスのCMSのアカウントが有効化され、契約者は本サービスでの動画配信が可能となります。サービスプランの変更があった場合も、利用開始日は変わらず、最初に本サービスの提供を開始した日を利用開始日とします。</p>

<p>(11) 「サービスプランのアップグレード」とは、別途料金表に定めるサービスプランにおいて、契約中のサービスプランよりも定額最低基本額が高いサービスプランに契約変更することをいいます。</p> <p>(12) 「サービスプランのダウングレード」とは、別途料金表に定めるサービスプランにおいて、契約中のサービスプランよりも定額最低基本額が低いサービスプランに契約変更することをいいます。</p>	<p>(22) 「サービスプランのアップグレード」とは、別途料金表に定めるサービスプランにおいて、契約中のサービスプランよりも定額最低基本額が高いサービスプランに契約変更することをいいます。</p> <p>(23) 「サービスプランのダウングレード」とは、別途料金表に定めるサービスプランにおいて、契約中のサービスプランよりも定額最低基本額が低いサービスプランに契約変更することをいいます。</p>
<p>(記述無し)</p>	<p>(24) 「HLS(HTTP Live Streaming)」とは、httpを利用したライブ配信方式で、WebRTCのバックアップストリームとして利用し、追いかけ再生(HLS)において活用するものをいいます。</p>
<p>第2章 契約</p> <p>第4条～第7条 略</p>	<p>第2章 契約</p> <p>第4条～第7条 略</p>
<p>第8条 <u>契約内容の変更</u></p> <p>次の契約内容の変更を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申し込みの承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の連絡をします。</p> <p>(1) サービスプランの変更</p> <p>(2) インジェスト元IPアドレスの設定変更</p> <p>(3) インジェストURL・視聴プレイヤーの再発行</p> <p>2 当社が申し込みを承諾後、当社は契約者へ契約内容の変更をする準備が完了次第、契約者に変更の適用日を通知するメール等を送信します。</p>	<p>第8条 <u>契約内容の変更</u></p> <p>次の契約内容の変更を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申し込みの承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の連絡をします。</p> <p>(1) サービスプランの変更</p> <p>(2) サービスオプションの変更</p> <p>(3) 代表ユーザーに関する変更</p> <p>2 当社が申し込みを承諾後、当社は契約者へ契約内容の変更をする準備が完了次第、契約者に変更の適用日を通知するメール等を送信します。</p>
<p>第9条～第10条 略</p>	<p>第9条～第10条 略</p>
<p>第3章 利用中止等</p> <p>第11条～第12条 略</p>	<p>第3章 利用中止等</p> <p>第11条～第12条 略</p>

<p>第4章 料金等</p> <p>第13条 <u>料金</u></p> <p>本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。</p>	<p>第4章 料金等</p> <p>第13条 <u>料金</u></p> <p>本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。</p> <p><u>2 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、税制の改正等により、本サービスの提供のための費用が増加した場合、当社は、契約者に対して、30日前に書面により通知することにより、契約金額の増額を実施できるものとします。</u></p>
<p>第14条～第15条 略</p>	<p>第14条～第15条 略</p>
<p>第16条 <u>同時視聴端末数加算額及び配信容量加算額の支払義務</u></p> <p>契約者は、料金表の規定に基づいて算定した同時視聴端末数加算額および配信容量加算額の支払いを要します。</p> <p>2 契約者は、同時視聴端末数加算額及び配信容量加算額について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p>	<p>第16条 同時視聴端末数加算額、配信容量加算額<u>及びオプション利用加算額</u>の支払義務</p> <p>契約者は、料金表の規定に基づいて算定した同時視聴端末数加算額、配信容量加算額<u>及びオプション利用加算額</u>の支払いを要します。</p> <p>2 契約者は、同時視聴端末数加算額、配信容量加算額<u>及びオプション利用加算額</u>について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p>
<p>第17条～第19条 略</p>	<p>第17条～第19条 略</p>

<p>第5章 データの取扱い</p> <p>第20条 <u>データに関する責任</u></p> <p>第24条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p> <p>2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。</p> <p>3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。</p>	<p>第5章 データの取扱い</p> <p>第20条 <u>データに関する責任</u></p> <p>第24条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（<u>ライブ録画等の</u>コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p> <p>2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。</p> <p>3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。</p>
<p>第21条 略</p>	<p>第21条 略</p>
<p>第22条 <u>データの削除</u></p> <p>当社は、第26条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第9条（契約者が行う本契約の解約）又は第10条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。</p>	<p>第22条 <u>データの削除</u></p> <p>当社は、第26条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第9条（契約者が行う本契約の解約）又は第10条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったときは、保存データ<u>及び生成等データ</u>を削除します。この場合において、当社は、保存データ<u>及び生成等データ</u>の削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。</p> <p><u>第8条に基づきオプションの変更によって、当該オプションの利用をとりやめた場合、当社は第9条による本契約の一部の解約とみなし、保存データ及び生成等データを削除します。</u></p>
<p>第23条 略</p>	<p>第23条 略</p>

<p>第6章 損害賠償等</p> <p>第24条 <u>責任の権限</u></p>	<p>第6章 損害賠償等</p> <p>第24条 <u>責任の権限</u></p>
<p>第7章 雑則</p> <p>第25条～第26条</p>	<p>第7章 雑則</p> <p>第25条～第26条</p>
<p>第27条 <u>契約者の義務</u></p> <p>契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>略</p> <p>4 契約者は、本サービスに係るインジェストURL、ストリームキー、インジェスト元IPアドレス及び視聴プレイヤー（以下「インジェスト情報等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、インジェスト情報等の一致を確認した場合、当該インジェスト情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p>5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はインジェスト情報等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>第27条 <u>契約者の義務</u></p> <p>契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>略</p> <p><u>4 契約者は、本サービスに係るアカウントID、代表ユーザー名、一般ユーザー名及び各ユーザー名のパスワード（以下「ID等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。</u></p> <p>5 契約者は、本サービスに係るインジェストURL、ストリームキー、インジェスト元IPアドレス及び視聴プレイヤー（以下「インジェスト情報等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、インジェスト情報等の一致を確認した場合、当該インジェスト情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p>6 契約者が前2項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>

第28条～第34条 略

(別紙) 料金表

■初期費用・月額料金

サービスプラン		スタンダード	プロフェッショナル	プレミアム
初期費用		50,000円(税込 55,000円)		
月額料金	定額最低基本額	50,000円 (税込 55,000円)	100,000円 (税込 110,000円)	160,000円 (税込 176,000円)
	同時視聴端末数加算額	16,000円	16,000円	16,000円
	追加 100 同時視聴端末ごと	(税込 17,600円)	(税込 17,600円)	(税込 17,600円)
配信容量加算額		50円	50円	50円
	追加 1GB ごと	(税込 55円)	(税込 55円)	(税込 55円)
最大同時視聴端末数(台)※		50 同時視聴	500 同時視聴	2000 同時視聴
最大配信容量 ※		300GB	1000GB	1500GB
最大同時配信数 ※		1 配信	1 配信	2 配信

※ 定額最低基本額に含まれる最大同時視聴端末数・最大配信容量・最大同時配信数

■契約内容変更費

サービスプラン変更費(1回あたり)	50,000円(税込 55,000円)
インジェスト元 IP アドレス設定変更費(1回あたり)	20,000円(税込 22,000円)
インジェスト URL・視聴プレイヤー再発行費(1回あたり)	20,000円(税込 22,000円)

第28条～第34条 略

(別紙) 料金表

■初期費用・月額料金

サービスプラン		スタンダード	プロフェッショナル	プレミアム
初期費用		50,000円 (税込 55,000円)	50,000円 (税込 55,000円)	50,000円 (税込 55,000円)
定額最低基本額		50,000円 (税込 55,000円)	100,000円 (税込 110,000円)	160,000円 (税込 176,000円)
最大同時視聴端末数(台)※1		50 同時視聴	500 同時視聴	2000 同時視聴
最大配信容量 ※1		300GB	1,000GB	1,500GB
ライブ録画容量※2		50GB	100GB	150GB
最大同時ライブ配信数 ※1		1 配信	1 配信	2 配信
従量料金	同時視聴端末数加算額	16,000円	16,000円	16,000円
	追加 100 同時視聴端末ごと	(税込 17,600円)	(税込 17,600円)	(税込 17,600円)
	配信容量加算額	50円	50円	50円
	追加 1GB ごと	(税込 55円)	(税込 55円)	(税込 55円)
オプション	追いかけて再生(HLS)	500円/時 (税込 550円/時)	500円/時 (税込 550円/時)	500円/時 (税込 550円/時)
	ライブ録画	300円/時 (税込 330円/時)	300円/時 (税込 330円/時)	300円/時 (税込 330円/時)
	入カバックアップ	200円/時 (税込 220円/時)	200円/時 (税込 220円/時)	200円/時 (税込 220円/時)

※1 定額最低基本額に含まれる最大同時視聴端末数・最大配信容量・最大同時配信数

※2 ライブ録画のオプション利用時に適用されるライブ録画の保存先のストレージ容量

■契約内容変更費

サービスプラン変更費(1回あたり)	50,000円(税込 55,000円)
オプション変更費(1回あたり)	20,000円(税込 22,000円)
代表ユーザーに関する変更費(1回あたり)	20,000円(税込 22,000円)

<p>(1) 請求する料金の種類は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用 ・ 月額料金 <ul style="list-style-type: none"> - 定額最低基本額 - 同時視聴端末数加算額 - 配信容量加算額 ・ サービスプラン変更費 ・ インジェスト元IPアドレス設定変更費 ・ インジェストURL・視聴プレイヤー再発行費 	<p>(1) 請求する料金の種類は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用 ・ 月額料金 <ul style="list-style-type: none"> - 定額最低基本額 - 同時視聴端末数加算額 - 配信容量加算額 - オプション利用加算額 ・ サービスプラン変更費 ・ オプションプラン変更費 ・ 代表ユーザーに関する変更費
<p>(2) 契約者は、月額料金として、各サービスプランに応じた定額最低基本額および同時視聴端末数加算額と配信容量加算額を合算した額をお支払いいただきます。</p>	<p>(2) 契約者は、月額料金として、各サービスプランに応じた定額最低基本額および同時視聴端末数加算額と配信容量加算額を合算した額をお支払いいただきます。オプション利用時には各オプションの利用に応じた加算額をお支払いいただきます。</p>
<p>(3) ～(8) 略</p>	<p>(3) ～(8) 略</p>

(記述無し)

(9) オプション利用加算額とは、ライブ配信において、オプション機能を利用した時間に対する利用料金です。

追いかけて再生(HLS)オプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにて追いかけて再生 (HLS) 機能を開始し、契約者がCMSにて追いかけて再生 (HLS) 機能を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した合計時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

ライブ録画オプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにてライブ録画機能を開始し、契約者がCMSにてライブ録画機能を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した合計時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

入力バックアップオプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにて入力バックアップ機能を開始し、契約者がCMSにて入力バックアップ機能を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

(9) 当社の機器の故障等により、同時視聴端末数および配信容量を正しく算定することができなかつた場合の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額は次のとおりとします。

(a) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(b) (a)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

（注）本欄(a)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

(i) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(ii) 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額、又は故障等の回復後の7日間における1日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額のうち低いほうの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(10) 当社の機器の故障等により、同時視聴端末数、配信容量及びオプション機能を利用した時間を正しく算定することができなかつた場合の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額は次のとおりとします。

(a) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(b) (a)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

（注）本欄(a)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

(i) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(ii) 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額、又は故障等の回復後の7日間における1日平均の同時視聴端末数加算額、配信容量加算額及びオプション利用加算額のうち低いほうの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

<p>(記述無し)</p>	<p><u>(11)代表ユーザーに関する変更費とは、代表ユーザー名の変更、代表ユーザーのパスワード変更等となります。</u></p>
<p>(記述無し)</p>	<p><u>(12) オプション変更費及び代表ユーザーに関する変更費は次のとおりとします。</u></p> <p><u>(a) サービスプラン変更を申込する際に、オプションプラン変更や代表ユーザーに関する変更等を同時に申し込む場合は、オプションプラン変更費及び代表ユーザーに関する変更費は適用せず、サービスプラン変更費のみをお支払いいただきます。</u></p> <p><u>(b) サービスプラン申込後は、オプションの申込ごとにオプション変更費をお支払いいただきます。</u></p> <p><u>(c) 複数のオプションを同時に申込する場合のオプション変更費は1回あたりのオプション変更費をお支払いいただきます。</u></p> <p><u>(d) サービスプラン申込後は、代表ユーザーに関する変更の申込ごとに1回あたりの代表ユーザーに関する変更費をお支払いいただきます。</u></p> <p><u>(e) サービスプラン申込後は、オプション利用料と代表ユーザーに関する変更の申込を同時に申込する場合は、1回あたりのオプション変更費のみをお支払いいただきます。</u></p>
<p>附 則 (令和3年7月14日 A P S 2 サ第00805988号)</p> <p>この規約は、令和3年7月19日から実施します。</p>	<p>附 則 (令和3年7月14日 A P S 2 サ第00805988号)</p> <p>この規約は、令和3年7月19日から実施します。</p> <p><u>附 則 (令和4年10月21日 C A S 2 サ第00976085号)</u></p> <p><u>この改正規定は、令和4年10月31日から実施します。</u></p> <p><u>第13条 (料金) 第2項の規定は、この改正規定実施後に新規に成立した契約 (第8条 (変更) により変更された部分にかかる契約を含みます) にのみ適用されます。</u></p>